

基本訓練及び実技講習の内容及び方法の 基準等を定める告示案

令和7年11月
海事局船員政策課

海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

概要

- 基本訓練は、万が一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「生存訓練」「消火訓練」「応急訓練」「安全社会訓練」の4つがある。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にするため、船員法を改正し、「雇入契約締結時における基本訓練の実施義務」と、「特定の船員の雇入契約締結時における基本訓練及び実技講習の実施義務」を課すこととした(新船員法第81条の2～第81条の5)。
- また、「生存訓練」「消火訓練」の実技講習を行う機関を登録制とした(新船員法第83条の2～第83条の19)。
- STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日から適用。

①生存訓練(個々の生存技術)

救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等



救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み

②消火訓練(防火及び消火)

呼吸具の着用、消火器による火災消火 等



消火器の使用と消火



煙充满の閉鎖区域での救助等

③応急訓練(初步的な応急手当)

ケガ、疾病の応急処置

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション等

特定の船員は「実技講習」と「5年ごとの能力維持証明」が必要

船員法施行規則

基本訓練の内容等について

基本訓練の内容について、以下のとおりとし、その内容・方法は告示で定める基準に適合したものとすること等を定めることとしている。

- 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員：上記①～④の訓練
- 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員：上記①～④の訓練とするが、安全社会訓練においては、漁船特有の知識を追加する

海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

基本訓練の実施主体

【① 全船員(②以外)】

| 生存訓練 | 消火訓練 | 応急訓練 | 安全社会訓練 |
|------|------|------|--------|
| 座学 | 座学 | 座学 | 座学 |

船舶所有者が実施

【② 特定の船員(※)】

| 生存訓練 | 消火訓練 | 応急訓練 | 安全社会訓練 |
|------|------|------|--------|
| 実技 | 実技 | 座学 | 座学 |

登録講習機関が実施

船舶所有者が実施

※外航・内航：沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶に乗り組む船員であつて安全任務等に指名される者

※漁船：無限定水域(EEZ外)において航行する国際総トン数300総トン以上の漁船に乗り組む全ての漁船員

告示事項

特定雇入契約の船員

内容:①～④

実施方法:①②について実習、③④について講義

※実技講習修了の日から5年を経過した時に受けさせる実技再講習についても同様とする。

特定雇入契約以外の船員

内容:①～④

実施方法:講義

①生存訓練(個々の生存技術)

- 1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関すること
- 2) 救命いかだ、救命胴衣、信号装置及び無線救命設備の使用方法に関すること 等

②消火訓練(防火及び消火)

- 1) 火災の化学的性質に関すること
- 2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関すること
- 3) 火災現場における救助活動に関すること 等

③応急訓練(初步的な応急手当)

- 1) 負傷者に対する応急処置に関すること
- 2) 人体構造及び機能に関すること 等

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

- 1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関すること
- 2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること
- 3) 海洋汚染の防止に関すること
- 4) 船内における作業の安全に関すること
- 5) 船内でのコミュニケーション、疲労防止 等

漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

左記に加え、

- 1) 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置
- 2) 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること

その他

- ・登録講習機関が、講習管理者及び実技講習を実施する講師に受講させるべき研修の基準として、研修科目、研修講師の基準等を定めることとする。
- ・施行前に実施した基本訓練であつて、施行後の基本訓練と同等以上とする教育訓練の内容と方法の基準について、上記①～④と同様の事項等を定める。
- ・施行前に実施した実技講習であつて、施行後の実技講習と同等以上とする実技講習の内容と方法の基準について、上記①②と同様の事項等を定める。